

嘉慶朝における官僚汚職の一考察

—李毓昌毒殺案をめぐる—

谷口 規矩雄

はじめに

嘉慶一三年夏（一八〇九）、江蘇省淮揚地域に発生した水害の救済活動に於いて、この地域の災害調査に当たっていた候補知県が、当地域の地方官の汚職を告発しようとして毒殺されるという前代未聞の事件が発生した。この事件については早くに先学鈴木中正氏がその論文「清末の財政と官僚の性格」^①に於いて指摘されているが、具体的な内容には触れられていない。また中国では王開璽氏が「従李毓昌案看嘉慶朝の吏治」なる論文を発表^②されているが、この事件そのものについては概略を述べるに止まっている。筆者は前に乾隆朝に於ける災害救済活動に当たった地方官吏の不法行為について論じたことがあるが^③、ここに取り上げた事件は災害救済活動における地方官吏や家人の不法行為をより具体的に明らかにすると共に、乾隆朝以来深刻化しつつあった地方に於ける官僚支配体制の弛緩、

綱紀の頹廢狀況が嘉慶朝に入り更に深刻化したことを明らかにすることが出来るであろうと思う。

I 事件の発端

この事件は次のような状況から始まった。『嘉慶実録』（以下『実録』とのみ略記する）巻二一一、嘉慶一四年五月辛未の条に以下のように述べられている。

本日都察院衙門奏。即墨県武生李泰清呈控。伊胞姪原發江蘇知県李毓昌。奉委查賑。在山陽県署赴席。是晚回家自縊。該武生前往看視。未及詳加盤詢。經該県贈以盤費。領柩回籍。後因查見伊姪箱内。皮衣血跡生疑。自行開驗。見屍身青黑。始知被毒身死等語。

これによれば、即墨県（山東省）の武生李泰清なるものが以下のように訴え出た。自分の甥で江蘇省に知県として赴任を命じられていた李毓昌が委任により水害救済狀況の調査に当たっていた。その山陽県署に在って宴席に出たが、その晩家に帰り首吊り自殺した。当武生はそこへ出向いて監察したが、未だ詳しく事情を尋ねていないのに、当県は旅費を贈与したので棺をもらい受けて郷里へ帰った。後、甥の棺の中を見てみると皮の上着に血痕のあるのが見付かったので疑問に思い自分で検査をすると、屍身が青黒いを見て始めて毒を飲まされて殺されたことを知ったという。

嘉慶帝はこの都察院からの報告を詳しく閲読して、疑問点が甚だ多く、（李毓昌は）冤罪を着せられたに違いないと推察した。『実録』の後文には

李毓昌在県署赴席。何以於回寓後。遽尔輕生。当夜自縊。其事已不近情。彼時山陽県知県。随同署知府驗明。換

衣棺殮。．．．総未見該督具奏。実属不以人命為重。

と述べられている。李毓昌は臬署にいて宴席に出席したが、どうして自宅に帰った後俄かに軽々しくその夜に自縊したのか。その事が既に情理に合わないことである。その時山陽県知府は知府に付き添って死因を充分に調べ、死者の衣服を着せ替え棺に葬ったのであろう。．．．しかしそうした事は当地の総督は全く報告していない。実に人命を重んじない態度である、と皇帝は総督を非難すると同時に、李毓昌の自殺の原因について疑問を呈している。更にこの文に続けて皇帝は幾つかの疑問を述べている。李泰清が棺を受取った時、山陽県知府は旅費銀一五〇両を贈与しているが、これは事情が混乱しているのでこれに乗じて賄賂（旅費が相当高額なのを指す）を贈り、疑惑を生じさせないように企図したのではないか。また知府は李毓昌の長随李祥を淮安通判に薦与し、馬連升を宝応県に薦与している。彼等は共に召使に過ぎないのでどうして行届いた場を与えられているのか。それは事情を知っていて共謀したので、賄賂を使って口止めを謀ったということではないのか。皇帝はこうした疑問を述べた後、

此案或係李毓昌奉差查賑。認真稽覈。查有弊端。該山陽縣畏其揭報。致死滅口。亦未可定。或其中另有別情。案閱職官身死不明。總應徹底根究。以期水落石出。

この事件は或いは李毓昌が派遣されて救済活動の調査に当たり、真剣に取調べを行って悪弊の有るのを察知した。当の山陽県はそれを告発されるのを畏れ、死に至らしめて口封じをしたのではないのか。或いは別の事情があるのか。この件は官員が原因不明で死んだのであるから、必ず水落ち石現れるように徹底的に究明しなければならない、として厳格な捜査を命じた。そして山東巡撫吉綸に対して、李毓昌の棺を省城に運ばせ、手腕のある高官を派遣して取調べを行わせるように命じた。また河江総督鐵保には山陽県知府とそれを統括する知府、及び李毓昌の長随李祥、馬連

升、顧祥、山陽県聴差の胡姓の家人達を迅速に召集して、糾問することを命じた。だがその直後、命令を改め山陽県知県は解任し、一連の証人と共に刑部に護送して訊問を受けさせることとした。

上述のように水害救済状況の調査に当たっていた李毓昌の自縊については疑問点が多く、山陽県知県の関与も疑われることから、皇帝は関係する証人たちを中央の刑部へ解送し訊問を受けさせるよう命じたのであった。

所でこの間、鐵保の報告（奏摺）（『嘉慶・道光上諭檔』七五八、嘉慶一四年六月一日、以下『上諭檔』と略記する）が皇帝の下へ届けられた。彼は淮安府知府王穀の報告を受けたが、李毓昌の突然の死を疑い、彼の家人李祥等を嚴格に尋問するように命じたという。しかしその後、李毓昌の家人馬連升は行くへが不明、李祥は、山陽県知県王伸漢が長洲県知県に薦与し、顧祥は蘇州へ帰ったという（彼ら家人たちの行方については上述の『実録』の記述とは若干相違がある）、結局彼らを呼び出して訊問し、原因を究明せずに事態を完結させたという。この時の鐵保の報告（『上諭檔』七九六、嘉慶一四年六月八日）では、

皆称。李毓昌自查賑回城。即感冒風寒。精神恍惚。言語転倒。施在寓因病自縊。

と述べ、李毓昌は県署へ戻るや、直ぐに重い感冒にかかった結果、精神朦朧となって自室で縊死したということであった。これについて皇帝はこのような重大案件について、鐵保は府県に命じて原因を充分究明させず、山陽県知県、及び彼の家人、伴作等の言を一方的に信じて事件を完結させてしまった。これは総督として職務怠慢に当たると厳しく批判した。そして王伸漢、伴作、書吏達を北京へ解送すると共に、未だ北京へ送られていない李祥、顧祥を逮捕して早急に北京へ解送すること（この時馬連升は既に刑部へ送られていた）。王穀は調べて罪状が有れば直ちに告発することを命じた。また李毓昌の棺は、吉綸に急な公務が発生したことにより代わって按察使朱錫爵が取調べることになった。

更に上記のことは別に李毓昌は山陽県では善縁庵という仏寺の一室を住居としていた。この寺の僧は彼と同屋に住んでいたもので、彼の死については何らかの事を知っているであろうということでも直ちに刑部へ出頭させられることとなった。以上のような経緯があつて、この事件は中央に於いて軍機大臣と刑部により究明が行われることになった。

一方、山東省では多数の委員を派遣し李毓昌の屍棺を開いて死体を検査した結果、

李毓昌屍身。上下骨節。多係青暗黒色。実属受毒後縊死。（『上諭檔』八七九）

という報告が皇帝の下へ届けられ、李毓昌の屍は骨節の多くが青暗色になっており、彼は毒を飲まされた後縊死したことが確認された。

Ⅱ 刑部に於ける訊問の経緯

刑部に於いて最初に訊問を受けたのは馬連升であつた。『上諭檔』八九一、（嘉慶一四年六月二三日）の条にはその供述が記載されているが長文なのでその要点のみをのべる。これによると、昨年（嘉慶一三年）十一月六日、李毓昌は県署で宴会に誘われ、山陽県知県の弟や幕友の李性なるもの、共に調査に当たつた委員の林姓、龔姓等の人達と酒を飲み夜九時頃に寓処の善縁庵に戻つた。この時言葉は朦朧としていたが、顧祥の入れた茶を一杯飲んだ後暫らくして就寝したので、我々三人も自室へ戻り眠つた。翌朝李祥が早く起き主人（李毓昌）の部屋へ行つたが、突然主人が首を吊っていると叫んだ。皆が部屋へ行つて見たが、既に気が絶えていた。そこで急ぎ山陽県へ報告に行った。暫らく後、淮安府知府が知県と共に来て立会い検査した。作作が主人の屍身を降ろして検査し自縊して死んだのだと告げ

た。私達は直ちに着衣を着せ替え棺に入れた。その時私は上着の前面に幾つかの血痕があり、口の辺りにも血痕があるのを見たが、件作が直ぐにその血痕を拭い去ってしまった。翌日正式に棺に葬ったが、主人が何故に自殺したのか、私には全く分からない。

彼は更に続けて李祥から聞いた話として、次のようなことも述べた。主人が県署へ赴いて王太爺（山陽県知県王伸漢）と査賑の事務について話し合ったが、報告書の数値について意見が合わず、お互い論争した。主人は原は四郷を調査することになっており、二郷は調査し終えていたが二郷はまだ残していた。王伸漢は主人に代えて典史に調査させようとしたが、主人は承知しなかった。

この馬連升の供述には李毓昌が風邪を患っていた等の病気については全く触れられていない。ただ酒を飲んで帰宅した後就寝し、翌早朝自殺したと述べるのみである。着衣や口辺に血痕があったということについては後に問題になる。また救済調査について、報告数値に関し言い争ったということは最も重要な一点となる。

所でこの後、山陽県知県王伸漢、その家人胡太、件作李標、書吏朱理学及び善縁庵和尚元福等が刑部へ護送されて来て、彼らに対する訊問が開始された。『上諭檔』九一六、九一七、九一八、九一九には家人胡太以下の証人たちの相当詳細な供述が記載されている。しかし彼らの供述について軍機大臣、刑部堂官達は次のように述べている（『上諭檔』九一五）。「王伸漢猶含混支飾。不肯吐露確供。」王伸漢はあれこれ曖昧なことを云って確かな事実を述べようとしなると批判し、また件作李標も検死の際、口辺に血痕があったが知県が拭い取るように命じ、下半身も調べなかった。毒を飲まれた状況は見出せなかったと曖昧な供述をした。また家人胡太、和尚元福も李毓昌の死の理由は知らない」と述べるのみで、明確な供述はしなかったという。書吏の朱理学も李毓昌と共に救済戸の調査に当たったが、原は山

陽県の太安九郷・十郷・十一郷・十二郷を調査することになっていたので、先に十一郷・十二郷を調査した。両郷の極貧、次貧の戸口は共に三千余戸、九千余口であった。九郷・十郷は後別人が調査したと述べるのみで、戸口の数値をめぐって知県と李毓昌の間で争論があったことなどには触れていない。

この間に、李毓昌の家人李祥、顧祥も刑部へ護送されてきて本格的な取調べが開始された。『上諭檔』九二八、嘉慶一四年六月二八日の条には、

臣等遵旨。嚴訊王伸漢。仍復狡展。加以擰耳跪鍊。始拋供稱。我因弁賑。要多報戸口。李毓昌不肯。因此起意謀毒。至詰以如何謀毒情形。尚未指出確拋。

と述べられ、軍機大臣達は厳しく追及したが王伸漢はなお誤魔化したので、拷問を加えて⁽⁴⁾始めて次のように供述した。私は救済作業を実施して、救済民の戸口数を実数より多く報告することを求めた。李毓昌はそれを承知しなかったので毒殺することを謀ったと。そこで如何に毒殺を謀ったのかを詰問したが、未だ確拋を示さない。

王伸漢は拷問を加えられて漸く李毓昌毒殺の動機を供述したが、その具体的な状況についてはなお話さないということであった。以後王伸漢始め各証人に対する訊問が続けられるが、その供述の内容は非常に詳細かつ長文なので要点のみを記すに止めたい。

先ず王伸漢の供述であるが、『上諭檔』九三一（嘉慶一四年六月二九日）の条によれば、李毓昌が調査した戸口は九千余口であった（これは上記の太安郷十一、十二郷の数を指す）が、私は一万余口に増やすことを要求した。そして李毓昌の家人李祥と相談して主人に分け前に預かるように勧めるように云った。李祥は即座に主人は承知しないでしょうと云った。その後、李祥が、主人は（貴方のことを）藩司（布政使）に訴え出ようとしており、その原稿は既

に出来上がっていると知らせてきた。そこで私は管門家人の包祥に李毓昌（李委員）が主人のことを申し立てようとしていることを話した。包祥は、如何して彼（李毓昌）を秘かに殺害することを李祥に相談しなかったのかと云った。（一月七日、包祥が云うのには、前日、事（李毓昌を謀害すること）を李祥に話したが、彼は銀一〇〇両と彼を他の地方へ推薦するというで引受けると云った。ただ一人では実行できないので馬連升と相談したが、彼も銀一〇〇両と他地方へ推薦するというで引受けると云った。その晩、李知県が住居に戻ると、李祥は毒薬を入れた茶を用意し、李知県が茶を求めるとそれを飲ませた。しかし毒が軽かったので事を遂げられないのを恐れ、馬連升と図って李知県を吊るして殺したのである。

この王伸漢の供述により李毓昌毒殺に至る一応の経緯は判ってきたが、災害救済の調査については殆ど分かっていない。李毓昌についても、誰が毒殺を提案したのか。李祥が毒殺したとして、彼は毒薬を如何なる方法で入手したのか等、肝心の具体的な点はお不明である。ただ本稿は災害救済に於ける不正の状況を明らかにするのが主目的なので先ずその点から問題を取上げて行きたい。

『上諭檔』九四〇には王伸漢の供述が記載されている。これによると一月七日、王伸漢は知府と共に李毓昌の屍身を調べ、知府が帰った後自身で李毓昌の手箱を調べた所、上司への申立書（稟稿）を見つけた（この内容は上述のように、知県が救済を必要とする戸口数を増加させるよう要求した等のことである）。そこで王伸漢はそれを役所へ持ち帰って焼却した。これに続けて彼は次のように述べた、

至查賑各委員内。総查賑務。同知林永升。分查各郷。係候補從九品温南峯。州同龔国垣。本県丞章為棟。本県

訓導顏姓。教諭章姓。典史呂姓。候補従九黃姓。候補府知事余姓。候補州同謝姓。共十人内。林同知。我送過他銀三百兩。家人百兩。・分查各委員内。惟有温南峯・龔国垣・顏訓導・余知事。我同他們商量。総共多報了五千余口。每一千口。正賑加賑。計銀六百兩。我与委員。三七分用。

これによれば、救済状況調査の各委員の内、総査賑務（賑務調査の統括官）は同知（淮安府）林永升で、各郷の調査委員は候補同知従九品温南峯以下九人、李毓昌を入れれば一〇人になるであろう。王伸漢は先に林同知に銀三〇〇兩、その家人に一〇〇兩を送っていたと云う。そして各郷分査の委員の内、温南峯、龔国垣、顏訓導、余知事の四人とはあらかじめ相談して、被災人口に対して全体で五〇〇〇余口を増加報告することにしていたのであった。李毓昌もこの仲間に入って一〇〇〇余口を水増し報告するように求められたものと思われる。そして増加分一〇〇〇口毎に、正賑・加賑銀六〇〇兩が増配されるので、それを王伸漢と四人の委員がそれぞれ三分七分の割合で分配しようということになったのであった。

上記の王伸漢の供述を基に、その数字によって計算すれば、増加分人口五〇〇〇余口では銀三〇〇〇余兩が増加支給されることになる。それを王伸漢は三分、九〇〇余兩受取り、他の四人の委員は七分、二一〇〇余兩、各人に割り当てれば、それぞれ七〇〇余兩を受取ることになるであろう。以上のような内容で山陽県では水害救済に当たって、知県や関係する地方官、候補官が救済人口の虚偽報告という手段により救済資金を不正に取得していたのであった。李毓昌はこうした王伸漢と各調査委員との関係の全体を上司に告知しようとしたものと思われる。こうした不正の内容が明らかになれば、その影響は県に止まらず監督責任のある府から布政使・巡撫・総督にまで及びかねないであろう。こうしたことから王伸漢は李毓昌毒殺を思い付いたと考えられるのである。何れにもせよ山陽県では知県が中心にな

り救済状況の調査官の幾人かと示し合わせて被災人口数を水増しし、その増加分の救済銀を横領したのであった。そして被災人口数の増加についても、災害の状況に応じて如何程増加させるか等、その数値を具体的に定めていたのであった。筆者は前の拙稿注(3)で乾隆期の状況として、災害救済に当たって知州・知県が直接救済の銀米を横領することは少なかつたと述べたが、これは少し訂正しなくてはならないかもしれない。それにしてもこの場合は書吏・衙役等については殆ど問題に上がっていない。しかし李毓昌は災害調査に李祥、馬連升、顧祥等三人の家人を同行させていることから見れば、恐らく調査の委員達はやはり家人、或いは衙役等幾人かを助手として同行させていたと考えて良いであろう。数千人に及ぶ被災人口を調査するのに委員一人では到底不可能であったと思われるからである。

Ⅲ 李毓昌毒殺の経緯

上述のように李毓昌の死亡については、最初の两江総督鐵保の上奏（これは上述のように淮安知府王穀の報告に基づいたものである）では、李毓昌は役所の宴席で酒を飲んで帰り、その夜精神朦朧のまま首を吊って自殺したことになる。しかし伯父の李泰清が彼の屍身を受取って調べた所、毒を飲まされて殺されたことが明白となった。それでは誰が如何なる手段によって毒殺し、自縊したように見せかけたのであろうか。こうした李毓昌毒殺の経緯については『上諭檔』九七八、九七九、九八〇の各条に李祥、顧祥、馬連升等の具体的な供述が記載されているが、非常に詳細な上長文なので要点のみを述べるに止めたい。

李祥の供述（九七八）によれば、始めに王伸漢の家人包祥が、主人は李毓昌が被災人口の水増しに应ぜず、なおそ

のことを上司に報告しようとしているので、口封じの為彼を毒殺しようと思つてゐるとして、そのことを自分に持ち掛けたこと。自分は自分たちを他地方へ推薦してくれること（事件との関わりを隠蔽するため）と、各人に銀一〇〇両を支払うことで承諾し、そのことを顧祥、馬連升にも告げ、彼等も直ぐ応諾したことを述べる。この後、

（十一月五日）晩間。我復到臬署。包祥交給我信末一包。初六日晚上。老爺（李毓昌）從臬裏吃酒回寓。顧祥予備了一壺茶。我倒了一鐘。將信末放在茶內。給老爺吃。

李祥はこのように述べてゐる。これによれば李祥に信末（砒素の粉）を与えたのは包祥（王仲漢の家人）であり、茶に信末を入れて主人李毓昌に飲ませたのは李祥であることが明白になった。李毓昌はその毒薬入りの茶を飲んでそのまま就寝した。

夜中一時頃（三更）、包祥がやってきて私に主人に葉を飲ませたかどうか、主人が発作を起こしたかどうかを尋ねた。私は葉は飲ませたが発作は起こしてないと答えた。包祥は彼を縊死させるほかないと云つた。私等は騙して主人を無理に起こさせた。主人は胸が痛いと呼んでいたが、無理やり着物を着せ皆で（包祥、李祥、顧祥、馬連升）担ぎ上げ、馬連升が主人の腰の帯を使って部屋梁に吊るし上げたという。以上は上述のように李祥・顧祥・馬連升の供述を基に、李毓昌自身が縊死したように見せかけるため四人の家人達が一緒になって彼を縊死させた状況を纏めたものである。ただ包祥が如何様にして信末（砒素の粉）を入手したかについては明らかでない。

『上諭檔』一〇三〇の条は包祥の供述である。これによれば、主人王仲漢が救済人口を虚偽報告しようとしてゐる等のことを李毓昌が上司に上訴しようとしてゐることを李祥が知らせてきたことを述べた後、包祥はその対応策について主人と相談した。包祥は李祥等も彼等の主人の態度に不満を抱いてゐるので協同して秘かに殺害することを主人

王伸漢に提案し、王伸漢も応諾したのであった。包祥は次のように述べている。

我就向李祥商量。謀毒後吊起。装作自縊。

李毓昌を毒殺した後、吊るして自殺したように見せかけようという筋書きを考えたのは包祥であった。

我就於是日。假説合疥瘡藥。向不知姓名藥舖。買了紅信。交給李祥。

そこで包祥は疥瘡薬を世話すると偽って名を知らない薬店から紅信（信末）を買って李祥に手渡したのであった⁵⁾。ここに云うように李毓昌の毒殺を思い付き、そのために毒薬の砒素を購入し李祥に与えたのも包祥であったことが明白になった。結局包祥が主人の王伸漢と相談して、李毓昌の家人李祥等とも協同して李毓昌を毒殺したのであった。

IV 事件の結末

以上が山陽県知事王伸漢が水害調査の為派遣されてきた委員李毓昌を毒殺するに至った経緯である。では王伸漢は何故に李毓昌を殺害してまで自身の不法を隠蔽しなければならなかったのであろうか。その一端は既に述べたところであるが、更に地方官界の情実が様々に絡み合っていたようである。先ず王伸漢の直接の上司とも云うべき淮安府知府王穀との関係について述べよう。『上諭檔』一〇二六は軍機大臣達が王伸漢を訊問した記録である。王伸漢の供述では、彼と王穀とは山東省で地方官の任にあった時から親しい間柄であったらしい。昨年（嘉慶一三年）冬に王穀が淮安府知府として着任すると、王伸漢は直ちに彼に会いに行き銀二〇〇両を贈ったという。そうしたことから王穀は王伸漢を非常に手厚く遇していた。こうした事から王伸漢は李毓昌を毒殺した後、直ぐに府に赴いて王穀に会い実情

を告げて身の保全を頼んだという。王穀は直ちに共に検死に行き、急いで事を終らせたという。その後一二月に王伸漢は王穀に銀一千両を贈った。更に今年（嘉慶一四年）一月に銀一千両を贈ったという。こうした事から、大臣達は更に王伸漢を追及した。お前は先には冒賑銀はただ三千両で、各委員に分授した外、自分が取り込んだ銀はただ一千六百余両だと云っていたが実際にそれだけかと。王伸漢はこれに対し冒賑銀は六千余両で、林同知を除いて他の四人には三百両、或いは四百両を分け、残余は自分が取り込んだと答えた。この王伸漢の供述により、知府王穀が王伸漢を庇い李毓昌は病氣を得て縊死したことを認め、上司にもそのように報告したのであった。この後、王穀は大臣たちの訊問に対してほぼ同様の供述をしている（『上諭檔』一〇四二）。

所で一方、江蘇巡撫汪日章は次のような上奏をしている。『実録』嘉慶一四年七月乙亥の条に

拋汪日章奏。上年江省查弁賑務。……惟山陽縣較之十一年。僅多十二鄉。而需銀至九万九千余兩。曾經駁查。並另委隨帶之員密查。始行覈准。

と述べられており、昨年の水害救済では、山陽県は一二年の水害時に比べその範囲が一二郷増加しただけ⁽⁶⁾なのに救済銀九万九千余兩を要求してきたと云う。この汪日章の上奏は、以前彼が李毓昌の毒殺に際して、ただ知府王穀の報告通りに李毓昌は縊死したと皇帝に上奏したことに對して、皇帝から巡撫の身でありながら下からの報告を鵜呑みにして自身で確認の調査をしなかったことを厳しく叱責された後の報告なのである。この汪日章の報告を受け皇帝は次のように指示した。同文に続けて

山陽賑務。現拋王伸漢供認。侵冒銀六千余兩。伊曾致送本府王穀銀二千兩。各委員銀一千六百余兩。以王伸漢之貪殘忍戾。而於該員賑銀九万九千余兩之中。侵冒入己之銀。僅止二千余兩。尚恐不實不盡。王穀得受王伸漢之銀。

自亦不止二千両。著留京王大臣。会同刑部。再加嚴訊。務得実情。

と述べられており、王伸漢の貪欲残忍な性格からして、山陽県の救済銀九万九千余両の内彼が着用したのはただ銀二千余両だというのがこんなことはあり得ない。王毅が王伸漢から得た銀も二千両だけでは無かる。留京の王大臣は刑部と協同して更に厳しく訊問し実情を得るように努力せよと命じたのであった。

こうしたことから訊問は更に続いた。『上諭檔』一一二八の条は儀親王等による王伸漢、王毅、林永升に対する訊問の状況である。

王伸漢従前所供。侵冒之銀僅止六千両。茲又供称所冒賑銀。共二万三千余両。較其原供銀數。已多出一万七千余両。恐所供仍有不實不盡。必当再行熬審。嚴切根究。

王伸漢の前には着用した銀はただ六千両だと云っていたが、茲に至ってまた着用した救済銀は合計二万三千余両だと云っている。その原述べた銀数に比べて一万七千余両も多い。恐らくこの供述は事実を述べ尽くしていない。更に拷問によってでも審査しなければならぬと述べている。ここで王伸漢は自身着用した銀は二万三千余両と、従前に述べていた額とは全く異なった銀額を述べたが、これは何に基づくのか、その根拠は不明である。

王毅も亦王伸漢から贈られた銀は四千両だと述べたが、その内の二千両は衙署の修理費だとしている。また同知林永升も銀一千両を得たことを供述した。この外の救済銀を着服したとみられる委員たちも刑部へ護送し訊問を受けさせることになった。

一方救済銀の着用に応じなかった五人の委員達も現地であって総督鐵保の再度の取調べを受けた。同時に彼らの作成した救済戸の冊を精査したのである。その結果、李毓昌の調査した二郷の極貧戸の戸数は九〇余戸及び一五〇余

戸に過ぎなかった。教諭章家麟も報告した極貧戸数は少なかった。しかし他の四人の報告数は毎郷数倍に上ったことが明らかになった。結局王伸漢の誘いに乗らず救済銀を着服しなかったのは教諭章家麟だけで、他の四人も幾許かの銀を着服していたのであった。ただその額は不明のままである。

以上が李毓昌毒殺事件、及び災害救済銀着服の概略である。最後にこの事件に関係し、或いは救済銀を着服した人物達が如何なる処罰を受けたかを述べておきたい。

先ず事件の張本人たる王伸漢は多額の救済銀を着服したこと、李毓昌を毒殺したことは貪婪残忍さに於いてこれ以上の事は無いとして「即処斬」、直ちに斬刑に処された。王穀は管轄下の知県王伸漢が救済銀を着服したこと、また李毓昌を殺害したことに気付きながら、身の保全を懇求されて事実を覆い隠した。その上、事後銀二千両を受取った。以上の事により「絞立決」、直ちに絞首刑に処せられた。また同知林永升は銀一千両を着服したが、他の委員に比べて特に多額であるので杖流刑では軽きに過ぎるとしてウルムチに発遣して「効力贖罪」させるとされた⁽⁷⁾。

更にまた総督鐵保は不肖の官員が法規を無視して貪婪残忍を縦にし、この様に異常な事件を起こしたのに全く気付かなかつた。無用の廢物といふべきであり、「封疆重任」に耐え得ないとしてウルムチに発遣して「効力贖罪」、労役に服して罪を償わさせるとされた。巡撫汪日章はこの大事件について全く覚る所が無く、「つんぼ・めくら」同然であるが年老無能なので免職し本籍地へ帰させるとされた。更に布政使楊護は災害調査の委員が毒殺されたことに対し「調査、究明しなかつたとして免職とし、「留河工効力」、即ち黄河の工事に留め労役に服させるとされた。按察使胡克家もこの重大事件について反復追求しなかつたとして、矢張り「留河工効力」させるとされた⁽⁸⁾。また林永升以外の災害調査に当たった委員達もそれぞれ幾許かの救済銀を着服していたと判断され、彼等はその取得した銀額に応じ

て杖・流の罪に当てられたと思われる。ただ一人教諭章家麟は調査に当たって救済銀を着服しなかっただけでなく、被災人戸の水増し報告も無かったとして吏部に於いて引見を許し、即知県に採用させることとなった⁹⁾。

更に直接李毓昌毒殺に関わった家人達については、包祥、李祥はこの事件の最要犯として即斬刑に処するとされたが、特に山東へ護送して李毓昌の墓前に於いて「刑夾一次」¹⁰⁾とし、その後処刑を行うとされた。顧祥、馬連升の二人は各「重責四十板」¹⁰⁾とし、その後死刑に処すとされた。

一方、被害者の李毓昌側の人々に対してはそれぞれに恩典が与えられた。李毓昌自身については、その棺は家族の下へ返され、知府の銜を加えて手厚く埋葬された。更に皇帝自ら「憫忠詩」を製作して下賜され、山東巡撫吉綸に命じてその詩を刻んだ石碑を立てさせた。更に李毓昌には子供がなかったので親族の甥の一人李希佐を継嗣とすることを認め、彼に拳人を賞給して家族おも手厚く処遇し李毓昌の忠誠心を広く内外に示すとされたのであった。また叔父の李泰清に対しては、李毓昌が毒殺されたことを察出して中央へ告訴したことは、彼の冤罪を明らかにする契機となつたとしてこれを賞し武拳人を賞給された。

V 結語

以上三節に亘り嘉慶一三年一月に江蘇省淮安府山陽県で発生した災害調査委員李毓昌毒殺事件について屢述してきた。災害発生に際し、その救済金を様々な手段を講じて横領着服した事件は乾隆朝以来頻出したことは既に多く論じられている。しかし被災地方の知県が中心となつて救済金を横領しようとし、それを上司へ告発しようとした同僚

の調査委員を自殺と見せかけ毒殺した事件は恐らく前代未聞のことであろう。乾隆朝中期以降漸次深刻化したと思われる地方の官僚支配体制の弛緩、頹廢の状況がここに至って最悪の事態を引き起こしたと見るのが出来よう。災害救済に当たって当地の知県が救済金を不法に着服し、その不法行為を告発しようとした行為も多発していた。しかし自身の不法行為を隠蔽するために、それを告発しようとした同僚を自殺に見せかけて殺害したという行為は官僚体制の綱紀の頹廢も極まったと言ふべきであろう。しかも李毓昌毒殺の張本人である王仲漢から李毓昌自殺の報告を受けた知府王穀は、その毒殺を察知しながら王仲漢を庇護するため上司へは自殺とそのまま報告したのであった。更にその報告を受けた巡撫、総督も自ら再度の調査をせずそのまま皇帝へ報告したのであった。地方官界に於いて下僚が上司に寄贈する等の行為によって親密となり、上司が下僚の不法行為を庇って告発しないというような行為は従来も屢ば見られた所であったが、今回のように下僚の起こした殺人事件を省の上司達が自殺として処理し、眞実を隠蔽して済まそうとしたことから見れば、地方官界の「上下通同一氣」即ち、地方の高級官僚とその属官達が相互に結託し合ひ地方政治を歪める状況が体制的に出来上がっていたと考えることができるのではなからうか。嘉慶帝は和珅を処罰した後、官僚体制の整頓に努力してきた筈であったが、上からの命令だけでは地方の体制にメスを入れることは殆ど不可能になってきていたとも見られる。

また地方官の家人達が自身の地位の保全と銀百両の謝金によって、いとも簡単に主人の殺人に加担したという点にも注目してよいであろう。家人という階層の人間にとって銀百両というのは恐らく相当な大金であったに違いないが、そうした金銭の授受によつていとも簡単に積極的に主人の殺人に加担したのであった。家人が単なる召使いではなく主人である官僚の下で様々な重要な役割を担ってきたことは以前の拙稿でも指摘したことがある⁽¹⁾。李毓昌の家人

達は災害調査にも参加していたのであって、地方政治に於いて彼ら家人や諸役人達の果たす役割は従来以上に多方面に及んで行ったと云えるのではなからうか。

注

- (1) 『近代中国研究』第二輯（東大出版会、一九五九年）。
- (2) 『歴史檔案』（二〇〇四年第二号）。
- (3) 「乾隆朝、災害救済活動における官・吏・諸役の不法行為について」（『愛大史学』二二六号二〇一七年三月）。
- (4) 本文には「擰耳跪鍊」とあり拷問の一種と考えられるが、筆者には不明なので大方の教示をお願いしたい。
- (5) 疥癬の治療に砒素が使用されたことについては、筆者は全く知らないので大方の教示をお願いしたい。
- (6) 一一年に比べというのは、嘉慶一一年七月にこの地方が水害を被ったことを指す。
『実録』嘉慶一一年秋七月壬戌の条。
- (7) 『実録』嘉慶一四年八月丁巳の条。
- (8) 『実録』嘉慶一四年七月壬申の条。
- (9) (注七) 『実録』同条。
- (10) これらは拷問による刑罰の一種と思われるが、それについては筆者には良く分からないので大方の教示をお願いしたい。
- (11) 拙稿「閩浙総督陳輝祖案—乾隆朝官僚汚職研究四—」等。